



発行所 日本看護連盟  
〒150-0001 東京都渋谷区神宮前 5-8-2  
Tel 03-3407-3606 Fax 03-3407-3627  
発行人 大島敏子

**No. 416**  
2021年8月6日号



## 木村やよい衆議院議員が厚生労働委員会で質問、厚労省が事務連絡を発出

8月4日、木村やよい議員が衆議院厚生労働委員会において、新型コロナウイルス感染で自宅療養時の訪問看護について質問を行いました。診療報酬に関しては、当初は医師の訪問診療に対してのみ加算予定で、訪問看護には加算がありませんでした。しかし、日本看護協会から要望を受け、木村議員のこのたびの質問や石田まさひろ参議院議員の働きにより、訪問看護での加算が実現しました。木村議員の質問の概要をご紹介します。また、田村憲久厚生労働大臣の答弁を受け、厚生労働省から訪問看護の加算に関する通知が発出されましたので、併せてご紹介します。

### ◎木村やよい議員の質問

#### ●自宅での見守り体制には訪問看護師の存在が不可欠

感染が大変広がっている。政府の方針として、重症患者以外の自宅療養が打ち出された。入院ベッドを確保するための措置と理解しているが、国民の間で不安が広がっている。入院中であれば、急変に対し、看護師のラウンドやナースコールによって速やかに対処できる。これを在宅でも保証しないと、不安は解消できない。

昨日（8月3日）、日本看護協会（日看協）の福井トシ子会長が菅義偉総理大臣と面会し、訪問看護の診療報酬の評価について話し合った。自宅での見守り体制には、訪問看護師の存在が不可欠であるが、田村大臣の見解を伺いたい。

#### 【田村憲久厚生労働大臣の答弁】

4～5月に関西で感染が急拡大した時、在宅療養に十分な対応が取れなかった。これを踏まえ、往診、訪問診療に加算することを決めた。そういったなか、日看協の福井会長からは、コロナ患者の在宅やホテル療養等々に対応するためには、訪問看護にしっかり支援してほしいというお話があった。まさにその通りだと思った。そこで事務連絡を発出し、緊急の場合の長時間訪問看護加算または指導料加算を520点、つまり1回5200円として、対応させていただくことにした。

#### ●国民と医療職と国と自治体が一体化することが重要

このニュースレターは、職場で看護政策や政治について考える時の資料になるよう、日本看護連盟が施設連絡員や代表者、役員等に対し特別に配布するものです。ミニ研修会や会議の資料等として積極的にご利用ください。

約70万人の潜在看護師のうち、1万人がコロナ対応のために復職しているが、一時的だけではなく、看護師が医療の体制を整えていることをぜひ評価していただきたい。また、在宅医療関係者や地元の医師会から、重症化を抑えるための中和抗体薬の確保も見通しをしっかりとしてほしいと聞いている。このコロナとの闘いには、ワクチンと特効薬の2つの武器を確保し、国民と医療職と国と自治体とが1つの思いでやっていくことが重要であると指摘しておく。

\*衆議院厚生労働委員会での質問の様子は、衆議院インターネット審議中継のビデオライブラリーからご覧いただけます。

## ◎厚労省事務連絡

田村大臣の答弁を受け、厚生労働省保険局医療課が、令和3年8月4日付で「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その52）」という事務連絡を発出しています。

宛先は、地方厚生（支）局医療課、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）および都道府県後期高齢者医療主管部（局）後期高齢者医療主管課（部）です。下記が、その通知です。

新型コロナウイルスの感染が拡大している状況を踏まえ、臨時的な診療報酬の取扱い等について別添のとおり取りまとめたので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関及び訪問看護ステーションに対し周知徹底を図られたい。  
以上

（別添）

問1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第44条の3第2項の規定に基づき、宿泊施設又は当該者の居宅若しくはこれに相当する場所から外出しないことを求められている者（以下「自宅・宿泊療養を行っている者」という。）に対して、主治医の指示に基づき、訪問看護ステーション又は保険医療機関が緊急に訪問看護を実施した場合において、長時間訪問看護加算（5,200円）又は長時間訪問看護・指導加算（520点）の算定について、どのように考えればよいか。

（答）訪問看護ステーションにおいては長時間訪問看護加算（5,200円）を、保険医療機関においては長時間訪問看護・指導加算（520点）を、当該患者に対して主として訪問看護を行った訪問看護ステーション又は保険医療機関において、訪問看護を行った時間を問わず1日につき1回算定できる。なお、この取扱いは、本事務連絡（新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その52））の発出日以降適用される。